

令和3年度 第1回 男女共同参画審議会 意見等一覧

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
1	小内会長	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公募の委員に関しては、性別の偏りがなくなってくるおり、評価できる。公募委員以外の委員については改善が必要と思われる。 ・江別市においてもパートナーシップ制度を導入すべきと考える。要点①～⑤について札幌市に近い形で制度設計することに概ね賛成である。ただ、③の居住地に関しては、都市の人口規模を考えると、当事者のどちらか一方が江別市に居住しているということでいいように思う。 	<p>貴重なご意見ありがとうございます。公募委員以外の委員の男女比の改善に関して、関係団体からの推薦委員につきましては、団体を代表して発言することができる役職に女性を登用している団体が限られているのが現状であり、女性を推薦していただくことが難しい場合が多く、市としても非常に苦慮しております。</p> <p>市としましては、審議会等委員の女性の比率を上げるため、関係団体に女性の登用を働きかける等の取り組みが必要であると考えております。</p> <p>パートナーシップ制度の居住要件につきましては、人口規模や地域性、近隣の制度導入済み自治体との整合性など様々な要因により、各自治体の間でも対応が分かれているところです。</p> <p>市としましては、先行事例について検証を重ね、審議会の委員の皆さんのご意見を伺いながら、江別市に最も適した制度の構築に向けて検討していきたいと考えております。</p>
2	高橋副会長	人権尊重の観点から、江別市においてもパートナーシップ制度を導入することに賛同します。今後、札幌市に近い形での制度設計が検討されることと存じますが、次第2資料4(要点について)③にもある、自治体により居住実態の違いがある点について、どのような理由で双方もしくは一方の住所を有することを要件としているのかがわかると、今後の制度設計の参考になるのではないかと思いました。明石市や大阪市のように、当事者の少なくとも一方が住所を有することで要件を満たすことができるのであれば、そうした方がより広い選択ができるため、良いのではないかと考えます。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。パートナーシップ制度の居住要件につきましては、たとえば、自治体の人口規模が小さくなるほど、同性パートナーとの同居を避け、別居を選択する傾向が強くなるという事実。あるいは、大阪府のように、府が施行しているパートナーシップ制度において、いずれか一方が住所を有していれば要件を満たすこととしていることから、府内の各自治体もそれに合わせた制度としているといった事例など、様々な要因により自治体間での対応が分かれている状況です。</p> <p>市としましては、先行事例について検証を重ね、審議会の委員の皆さんのご意見を伺いながら、江別市に最も適した制度の構築に向けて検討していきたいと考えております。</p>
3	伊藤委員	<p>マンカインドの中には「男」「女」の2つだけですが、ある社会学者の話では性的マイノリティーは21世紀が見つけた人権といわれることもあります。との話をある新聞記事で見たことがあります。</p> <p>昭和12年頃は男性と女性が一緒にいるだけで不良といわれて、戦後初めて女性に選挙権が与えられて男女平等といわれてきた日本でしたが、それでもまだまだ男は上で女は男より1歩も2歩も下がっての長かった時代、そういう中で育てられた日本人たちは同性愛というものはなかなか受け入れられないのかもしれません。</p> <p>「パートナーシップ」一人の男性、女性が愛した相手がたまたま同じ性だった。このような単純なこ</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。市としましても、パートナーシップ制度の導入に向け、LGBT等性的少数者への理解促進に向けた取組に係る課題について、現状を把握する必要があると考えております。</p> <p>今後、審議会での審議を通して、市の取り組みに係る課題について、また、市民の皆さまが感じている課題も含め、検討していきたいと考えております。</p>

第2回男女共同参画審議会 参考資料3-①

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
		<p>とではないと思いますが、…。</p> <p>今、多様性の時代、人権尊重、ありのままの自分らしく生きられる社会を望みます。</p> <p>栃木県鹿沼市では市の施策…不当な理由により差別しない。また兵庫県明石市でも SOGEI にかかわらず安心して、ありのまま暮らすことのできる町の実現を目指した施策を行うと記載されています。(資料 3)</p> <p>札幌市もパートナーシップ制度を導入しています。江別市は札幌への往来圏内です。一人を大にすることを目的としている江別市もぜひパートナーシップ制度を導入して頂きたいとおもいます。資料 2 で江別市は取り組みに係る課題が空欄となっていますが、パートナーシップ制度を導入するためにもこの検討も必要かと思います。</p>	
4	浦嶋委員	<p>男女共同参画社会の実現を目指し、平成 14 年「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、以来 常々とご努力してこられましたが、20 年目を迎えることとなったとのこと。</p> <p>現在“7 つの基本方針”に改めて策定した中で、重点的に取り組んでいるものがあれば、お知らせください。</p> <p>それを基として、他の施策へと波及につなげ、伸長させていくことを望んでいますので。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。江別市男女共同参画基本計画(中間見直し版)では、長期的な展望に立った 7 つの基本方針に加え、市が主体的かつ重点的に取り組むべき課題として「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」及び「働く女性のための環境整備」の 2 つを重点項目として掲げております。</p>
9	落合委員	<p>多様な個性には多様な思考と発想が棲息し、それらが社会的な束縛から解放された暁には、秘めていたイノベーションが爆発的に覚醒すると理解します。</p> <p>各種のマイノリティを寛容した社会風土には、それらを活性化させる土壤があり、加えて、学童間のいじめの心理の根源的な撲滅にも繋がり、結構な取り組みです。</p> <p>江別市のパートナーシップ導入に際しては、今後さっぽろ連携中枢都市圏の近隣市町村との連携を見据え、札幌市に近い形での制度設計に賛同いたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。市としましても、LGBT 等性的少数者に限らず、社会を取り巻く様々な人権問題に対して、多くの市民の意識が向けられるよう、今後も効果的な周知・啓発を行っていきます。</p>
5	五十嵐委員	<p>パートナーシップ制度は、導入すべきであると考える。</p> <p>私も所属する一般社団法人 ENISHI が、2018 年 8 月 29 日に江別市へ「同性パートナーへの公的認証制度の創設」と「性的少数者の児童生徒への配慮」の要望書を提出いたしました。当時三好市長には、「個人の資質で差別されない社会を目指す。市民の意識啓発にも努める。」とのお言葉をいただきました。約 3 年が経過し、導入しているのは 10 自治体程であったものが、2021 年 6 月 1 日現在では 106 自治体に増加し、2021 年度内に導入予定は 9 自治体、81 の自治体も導入を検討されている状況です。</p> <p>導入には、様々な検討課題等があり市民の理解を得ることも大切だということは承知しますが、2017 年 6 月に導入した札幌市でも当初は多数の否定的意見が寄せられていたそうです。しかし当時の札幌市男女共同参画課長の方は、「マイノリティの方はこんな偏見のある中で暮らしているということが分かり、だからこそ本当に制度が必要だという思いを強めた」と取材で語っています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。市では、LGBT 等性的少数者が感じている「生きづらさ」を解消し、「自分らしく生きられる社会」へ導くことができるよう、札幌市を参考としながら、パートナーシップ制度の導入に向け審議会等で検討していきます。</p>

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
		<p>また、現在の同課課長の方も導入から約4年が経過し、当初多かった否定的な意見も、現在はそういう声が聞かれることはないと語り、むしろ制度を導入したことにより、市民への理解が広まっていると感じている、とも語っています。</p> <p>また、明治大学法学部鈴木賢教授も、パートナーシップ制度には社会の雰囲気をける力があると語っています。</p> <p>教授によれば、「LGBTQ の人たちを可視化させる」「同性カップルをめぐる社会通念を変える」「差別をなくす」などの効力があると言い、LGBTQ に対するステイグマ(差別や偏見)を除去し、SOGI 差別をなくしていくという力があるとも言っています。また、「LGBTQ の人がそばにいる、身近なところに住んでいる」ということが示される。テレビに出ている人だけではなく、身近に住む人だということが意識されるようになると思います」と語っています。</p> <p>さらに、パートナーシップ制度には法的効力はないものの、制度自体がきっかけとなり色々なところに効果が広がると考えられます。</p> <p>その一つに民間企業の制度導入があります。</p> <p>携帯電話の家族割引が利用できる、共同名義のローンが可能となる、職場の福利厚生が利用できるようになる、現状では法的婚姻ができない LGBTQ 当事者の方の困りごとを解消することができます。</p> <p>近年では多くの民間企業が制度を導入したり、自治体の制度を利用している当事者に、法律婚と同様の待遇を行っています。</p> <p>最近の新しいところでは、北海道コカ・コーラボトリングを含む日本コカ・コーラシステム全6社が、同性パートナーにも対応した福利厚生及び就業規則の整備を完了したことが話題となりました。これは、日本のコカ・コーラシステムで働く全国約2万人の社員を対象に、法的婚姻関係にあるパートナー以外の同性パートナーも等しく配偶者として扱うというものです。</p> <p>また自治体でも市営住宅の入居が可能となるなど、制度を導入することにより当事者の方々の権利を認め、人権を尊重する動きに繋がっていると考えます。</p> <p>こうした動きや現状を考えると、パートナーシップ制度を導入した自治体から変わっていく、制度があるから何らかの動きが起きるのではないかと考えられます。まずは制度を導入することが大事ではないでしょうか。決して、現在の主流に乗るだけ、ではないと考えます。</p> <p>性的マイノリティの方々は、その存在が認識されていないだけで、当たり前に存在しています。生きづらさを抱えながらも、声を出して言えない人がいるという状況を解消することが大事なのではないでしょうか。</p> <p>パートナーシップ制度の導入は、その大きな足掛かりになると考えます。</p> <p>制度の要綱等の内容につきましては、今後、札幌市との連携や、さっぽろ中枢都市圏の近隣市町村との連携も見据えているとのことですから、概ね札幌市と同様で良いと思います。</p> <p>ぜひ、早期の制度導入へ向けてご検討願いたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>	

第2回男女共同参画審議会 参考資料3-①

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
6	大西委員	<p>基本的人権の尊重は、社会の大きな柱です。自分らしく生きる権利が一人ひとりに保障されています。誰もそれを侵すことはできません。</p> <p>パートナーシップ制度は、人権にかかわることです。かつて 性の区分は、男か女であり、恋愛や結婚は異性間が「あたり前」とされていました。そうでないのは「おかしい」という考え方方が一般的でした。でも、それは決して「あたり前」ではなかったのです。その「あたり前」がいかに多くの人達を傷つけ、生きにくい状況を作り出しましたのか、想像力を働かせなければと思います。</p> <p>性の自認や性的指向などは、きわめてデリケートで個人的なことです。共生社会において多様性を認め合い、その人らしい生き方を尊重することは、とても大事なことです。</p> <p>パートナーシップ制度導入は、LGBT など性的少数者の方達への市からの力強いメッセージになると思います。と同時に、市民の皆さんができる契機になることも期待できると思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。市としましても、LGBT 等性的少数者に限らず、社会を取り巻く様々な人権問題に対して、多くの市民の意識が向けられるよう、今後も効果的な周知・啓発を行っていきます。</p>
7	久保委員	<p>※制度の導入を賛成する立場から意見を述べます。</p> <p>1. 制度の設立趣旨について思うこと</p> <p>提供されました資料4では、導入の趣旨を大きく「人権の尊重」「誰もが生きがいがあり、生きやすい社会の実現」の2つに分類して整理されています。また先進自治体がそれぞれに提起している細かな根拠が示されています。私としては、これら趣旨のための表現については何ら異論はなく、江別市が制度を導入するための根拠の内容としても、これら自治体が思う趣旨とあまり違わない表現になると思います。</p> <p>しかし制度導入のための作業の前段として、江別市民がこの江別市で LGBT 等マイノリティの人権への差別の事象が顕在化してなくても、彼らに対する差別は確実に存在していることを前提に取り組むことが必要と考えます。現在の私のような性的なマジョリティが構築し安定さを求めてきた労働・福祉・教育といった社会における各分野や文化的あるいは道徳的価値観が、彼らマイノリティから公正さを奪ってきたし、現在もそうであるという認識です。それは、この国では、あるいは江別市では、本当に少数に過ぎなくとも「人権の尊重がされない」「誰もが生きがいがあり、生きやすい社会ではない」という実態があるという事を市民がまず共有しなければならないと考えます。</p> <p>例えば事象として、2021.3.17 札幌地裁の判決がマスコミ等でずいぶん大きく取り上げられましたが、なにも裁判といった目に見える情報だけでなく、日常的に彼らが生活する中で多くの公正さを欠く差別や抑圧があることを、私たちはより多く見聞きする必要があるのではないかでしょうか。</p> <p>次に必要なのは、江別市民が国際社会をはじめ、国内立法・司法および行政、文化および科学の分野での、LGBT 等マイノリティが抱えてきた歴史とその都度なされてきた関係者の対応についての正しい認識を共有することです。この認識を持ってパートナーシップ制度の導入を江別市が図ることが、現行の不当な社会環境を改善し、法の下の平等を実現すべき道筋をきちんと江別市民に示せるものと考えます。</p>	<p>1. 貴重なご意見ありがとうございます。市としましても、LGBT 等性的少数者に対する差別や生きづらさの実状について、広く市民に関心を持っていただき、パートナーシップ制度をはじめとした性の多様性に関する市の取り組みに対して多くの市民の理解を得ていくことが肝要であり、今後も、適切かつ効果的な手法による周知啓発に取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>2. 対象者の要件について、具体的な見解をお示しいただきありがとうございます。委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえながら、制度設計の検討を進めていきます。</p> <p>3. 宣誓方法につきましては、基本的には札幌市の制度に近い方法を考えておりますが、可能なかぎり宣誓者の負担にならないような方法を検討したいと考えております。</p> <p>4. 宣誓書の添付書類は、宣誓書に記載された年齢や住所、未婚であること等の情報に間違いがないことを証明するものとして提出を求めるものです。</p> <p>一方、本人確認は、添付書類とは目的が異なり、いたずらやなりすましの防止を目的として、窓口で宣誓書を提出した者が宣誓者本人であることを確認するために行うものであり、運用上必要な手続きであると考えております。</p> <p>5. いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
		<p>以上の2点を市民に共有していただくための手立てとして、男女共同参画推進の取り組みの延長として江別市による広報づくりや講演等活動の継続は絶対的に必要です。これによってこの制度の設立趣旨がより明確になり、市民から多くの賛同を得られれば幸いです。</p> <p>2. 宣誓対象者の要件について思うこと</p> <p>宣誓対象者の要件に入る前に、パートナーシップ制度の将来の展望を確認したほうが良いと思います。なぜならば、現行法を維持して性的にマジョリティな立場にいるものが享受している制度に近い要件を求めていくか(そこでパートナーシップ制度と婚姻制度を切り離すか)、将来的に法改正によって法の下の平等となりうることを想定して要件を求めていくか(同性婚の確立を図るか)によって、制度を実際使う LGBT 等マイノリティや彼らに理解し賛同するものの、江別市に対する信頼の度合いが違ってくると考えるからです。江別市がどこに何を目指しどこにスタンスを置くかは、制度を提示される江別市民にとっては大いに関心を引く事項に相違ありません。</p> <p>立法府の世界でも、LGBT 差別禁止ではなく理解増進と言っただけで猛反対する勢力がいる事実は、市民の中にも同じ価値観を共有している方が少くないことを意味しています。多くの市民がパートナーシップ制度に違和感を抱くならば、異性による婚姻制度の持つ古い伝統的価値観(例えば生殖と子の養育の強調)も認めながらも、同性による婚姻制度も認める新たな社会環境づくりという妥協案を模索していくことも、パートナーシップ制度導入に課せられた義務と私は考えます。しかしながらパートナーシップ制度というのは、あくまでも法の下での平等として「同性婚」確立までの一里塚と考えたいというのが私の本音です。</p> <p>さらに要件を考えるうえで将来多くの自治体が制度を適用させるであろうことを考えれば、巨大経済圏にせっかく隣接しているので、事務の共有化・効率化も併せて札幌市と同じような要件と書類様式が望ましいと考えます。しかし、自治体間でなかなか一致させることが難しいのならば、当面は江別市が役所各課で処理しやすい様式で良いと思います。また、民法や戸籍法の改正を視野に入れるのであれば、要件は、以下のとおり、民法・戸籍法を意識した観点が必要なのではないでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改正民法 731条や公職選挙法を考慮し、パートナー共に18歳以上とします。現行法の婚姻年齢は、男18歳、女16歳ですが、改正民法では2020年4月からは男女ともに18歳となります。 2. 戸籍法・民法でいう配偶者が双方にいないことです。 3. 民法第734条を考慮し、直系血族又は三親等内の傍系血族の間ではパートナーとはなれないことです。同性パートナーで血縁関係を意識するのは、性的マジョリティの生物的なタブーを意識しての整合も必要と考えるからです。 <p>3. 宣誓方法について思うこと</p> <p>面前宣誓といった仰々しい方法ではなく、あくまでも当たり前の事務手続きといった感覚の「届出書」方式が良いと思います。</p>	

第2回男女共同参画審議会 参考資料3-①

No.	委員名	ご意見・ご質問等の内容	市の考え方
		<p>4. 本人確認について思うこと 必要とする理由として、添付書類と何が違うのかわかりませんでした。</p> <p>※受領証の交付及び再交付について 以下意見等はありません。</p> <p>5. 全体を通して思うこと オリンピックもあり東京都は、2018年「人権尊重条例」を制定し、性的指向や性自認に関する差別的取扱いの禁止をそこで明記しました。私は、LGBTフレンドリー企業を増やしつつ、近い将来江別市が「人権尊重条例」の制定をすることを模索すべきと考えます。国によるLGBT差別禁止法」の成立がはるかに遠のいた感のある今、東京都を筆頭に地方自治体こそがその責を担っているとしか思えないからです。 また、LGBT等性的マイノリティの方々が、法定相続人や健康保険証の配偶者、税金の配偶者としてパートナーを指名できるよう権利が拡大されることを望む立場から、江別市がパートナーシップ制度を導入することのねらいの一つに、国が民法上の配偶者規定の改正を行うように自治体として国へ要請する役目があるように思えます。</p>	
8	堀委員	<p>パートナーシップ制度の導入について 「パートナーシップ宣誓」による利用できる制度やサービス等が有る事を知り、ファミリーシップも含め、必要性を感じました。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。パートナーシップ制度の導入につきましては、ファミリーシップ制度の必要性も含め、審議会の委員の皆さんのご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。</p>

※いただいたご意見等を原文のとおり掲載しています。